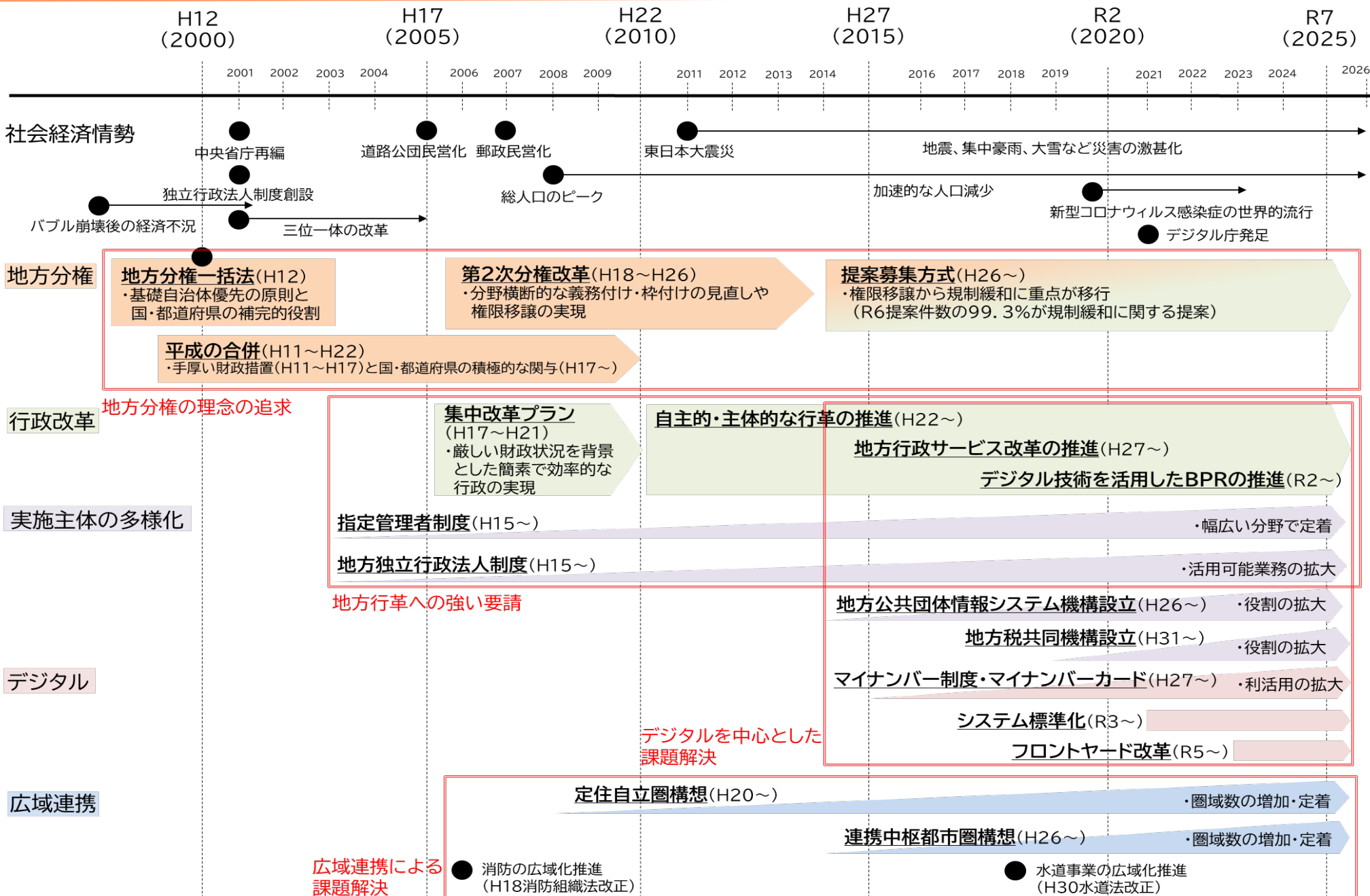


審議項目 1 関係資料

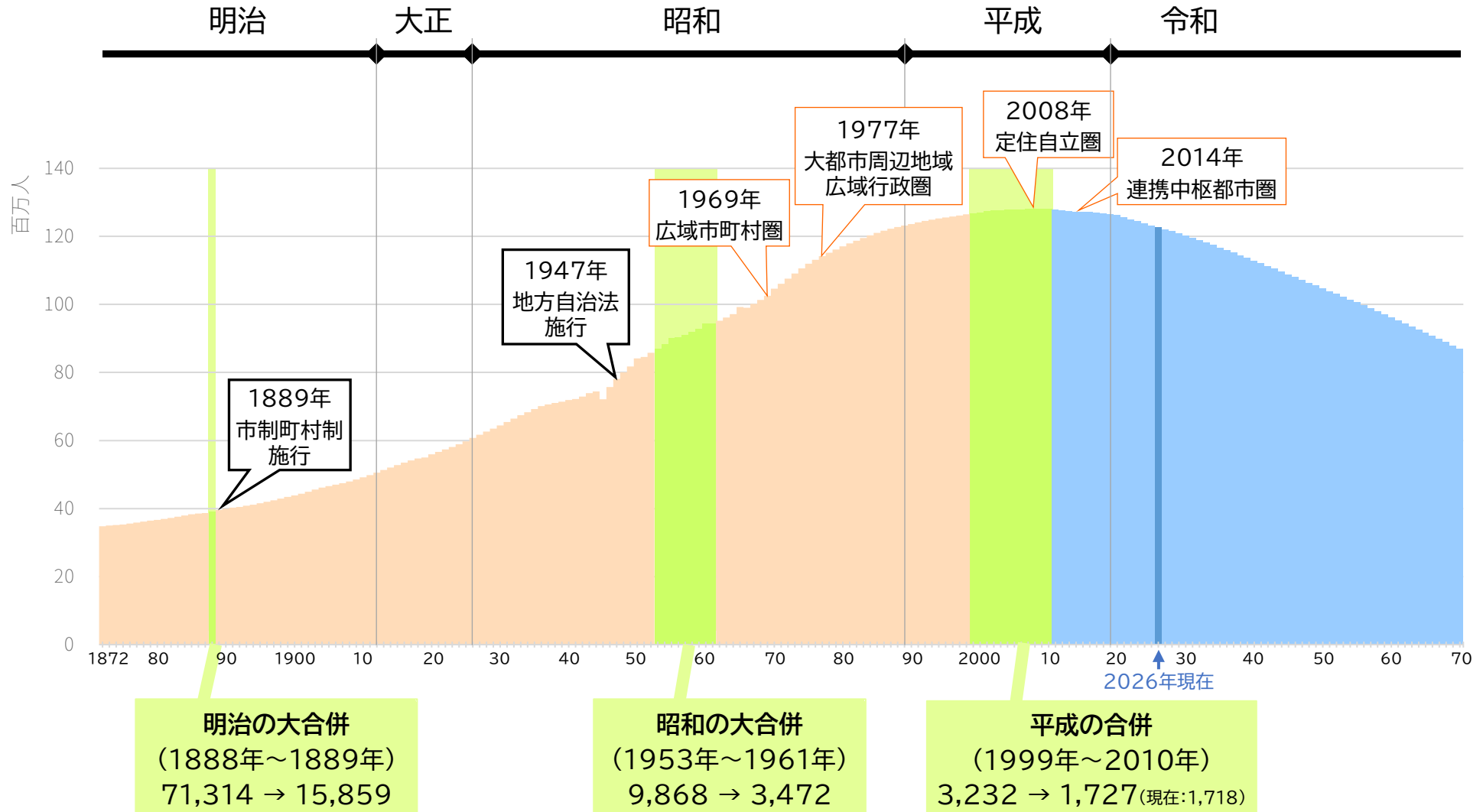
地方分権改革以降の社会経済情勢の変化と地方行政を巡る主な取組について

第2回総会(令和8年5月20日)
参考資料1



人口動態と広域行政の変遷

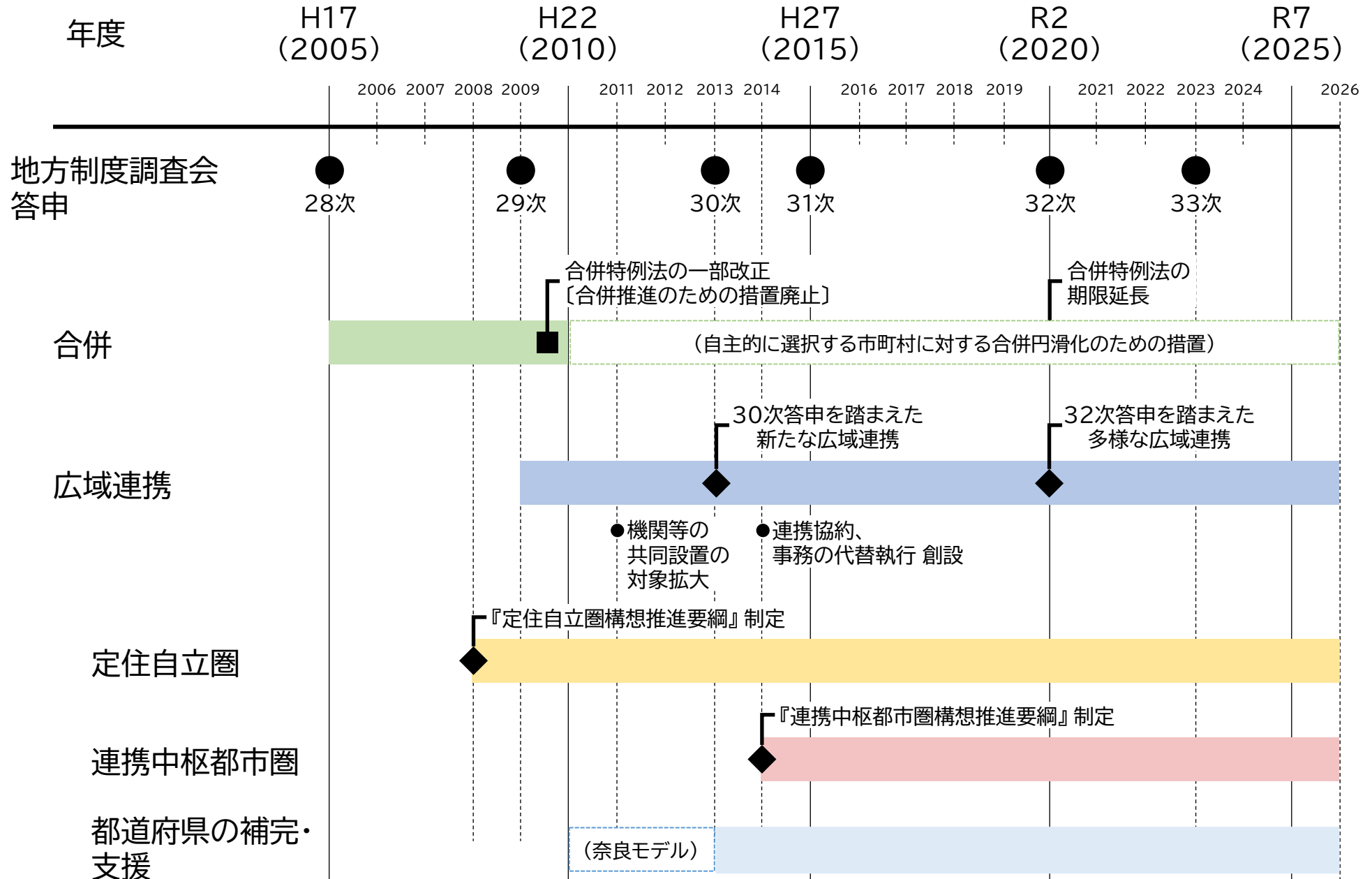
○ 市町村は、合併や広域連携を交互に進めながら、人口増加や経済成長、地方分権に伴う行政需要の増大・高度化に対応できる地方行政体制の整備を進めてきた。



(備考)総務省統計局「第七十五回日本統計年鑑 令和8年」[2-1 人口の推移]、「令和7年国勢調査人口速報集計」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」(令和5年推計)[出生中位(死亡中位)]推計値をもとに事務局作成

これまで約20年の広域行政の推進の経緯

第1回専門小委員会資料
(令和8年2月18日)一部加工



大都市制度の改革及び基礎自治体の行政サービス提供体制に関する答申 (第30次地方制度調査会答申)(抄)

平成25年6月25日
総理手交

- 人口減少・少子高齢社会における今後の基礎自治体の行政サービス提供体制については、基礎自治体の担うべき役割を踏まえ、自主的な市町村合併や共同処理方式による市町村間の広域連携、都道府県による補完などの多様な手法の中で、それぞれの市町村がこれらの中から最も適したものを自ら選択できるようにしていくことが必要である。

<連携中枢都市圏構想>

- 地方圏は、三大都市圏に先行して、すでに高齢化や人口減少といった課題に直面してきた。人々が快適で安心して暮らせる都市環境を確保するとともに、三大都市圏から地方圏への人の流れを作るためにも、地域を支える拠点の構築が課題となる。

このため、平成21年以降、人口5万程度以上で昼夜間人口比率1以上等の要件に該当する中心市を持つ圏域において定住自立圏施策が進められ、平成25年4月1日現在で、84市(人口4万未満の複眼型中心市5市を含む。)が中心市宣言を行っている。しかしながら、相当の都市機能の集積があり、より大きな圏域人口をカバーすることができる指定都市や中核市等の人口規模の大きな都市においては、このような都市機能の「集約とネットワーク化」の取組が進んでいないのが現実である。

今後は、地方中枢拠点都市を核に、都市機能、生活機能を確保するとともに、「集約とネットワーク化」を進めることが重要である。

- 三大都市圏以外の地方圏においては、地方中枢拠点都市を核に、産業振興、雇用確保、広域観光、高度救急医療、介護、障害者福祉、広域防災、人材育成等の分野において、都市機能の「集約とネットワーク化」を図っていくことが重要である。

このような地方中枢拠点都市を核とする圏域以外で定住自立圏施策の対象となりうる地域においては、その取組を一層促進することが必要である。このような都市機能の「集約とネットワーク化」の取組を一層促進するためには、地方中枢拠点都市の担うべき役割を整理すべきである。その上で、圏域における役割に応じた適切な財政措置を講じる必要がある。

<都道府県による補完>

- 小規模な市町村などで処理が困難な事務が生じた場合において、地方中枢拠点都市や定住自立圏の中心市から相当距離がある等の理由から、市町村間の広域連携では課題の解決が難しいときには、当該市町村を包括する都道府県が、事務の一部を市町村に代わって処理する役割を担うことも考えられる。

現行法においては、市町村の事務を都道府県に委託しようとする際、都道府県に当該事務を処理する体制がない場合等に、当該事務の委託はふさわしくないものとされてきた。市町村優先の原則や行政の簡素化・効率化という事務の共同処理制度の立法趣旨に留意しつつ、地方公共団体間の柔軟な連携の仕組みを制度化し活用することにより、都道府県が事務の一部を市町村に代わって処理することができるようにすべきである。

なお、小規模市町村における事務処理の確保を考えるに際しては、各市町村の地理的条件や社会的条件が多様であることに鑑み、行政の効率化等の観点のみにとらわれることなく、地域の実情を十分踏まえることが必要である。

<三大都市圏における水平的・相互補完的、双務的に適切な役割分担>

- 市町村合併があまり進捗しなかった三大都市圏の市町村においては、地方圏を上回る急速な高齢化が進行するとともに、人口急増期に集中的に整備した公共施設の老朽化が進み、一斉に更新時期を迎える。

三大都市圏には面積が小さな市町村が数多く存在しており、公共施設の円滑な利活用や一体性のある広域的なまちづくりに支障が生じている。

- (略)三大都市圏においては、規模・能力は一定以上あるが昼夜間人口比率が1未満の都市が圏域内に数多く存在するため、基礎自治体が提供すべき行政サービス等について、核となる都市と近隣市町村との間の「集約とネットワーク化」を進める地方圏での方策をそのまま応用することは適切ではない。各都市が異なる行政サービスや公共施設の整備等に関して、水平的・相互補完的、双務的に適切な役割分担を行うことが有用であり、そのような水平的役割分担の取組を促進するための方策を講じるべきである。

「連携中枢都市圏構想」の推進(平成26年度～)

連携中枢都市圏の意義とは

- 地域において、相当の規模と中核性を備える圏域において市町村が連携し、コンパクト化とネットワーク化により、人口減少・少子高齢社会においても一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点を形成

連携中枢都市圏に何が求められているのか

- ① 圏域全体の経済成長のけん引
産学金官の共同研究・新製品開発支援、六次産業化支援 等
- ② 高次の都市機能の集積・強化
高度医療の提供体制の充実、高等教育・研究開発の環境整備 等
- ③ 圏域全体の生活関連機能サービスの向上
地域医療確保のための病院群輪番制の充実、
地域公共交通ネットワークの形成 等

連携中枢都市圏をいかに実現するか

- 地方自治法を改正し、地方公共団体間の柔軟な連携を可能とする「連携協約」の制度を導入 (平成26年11月1日施行)
- 平成26年度から、連携中枢都市圏の形成等を推進するため、国費により支援
- 平成27年度から、地方交付税措置を講じて全国展開

➤ 連携中枢都市圏形成のための手続き

連携中枢
都市宣言

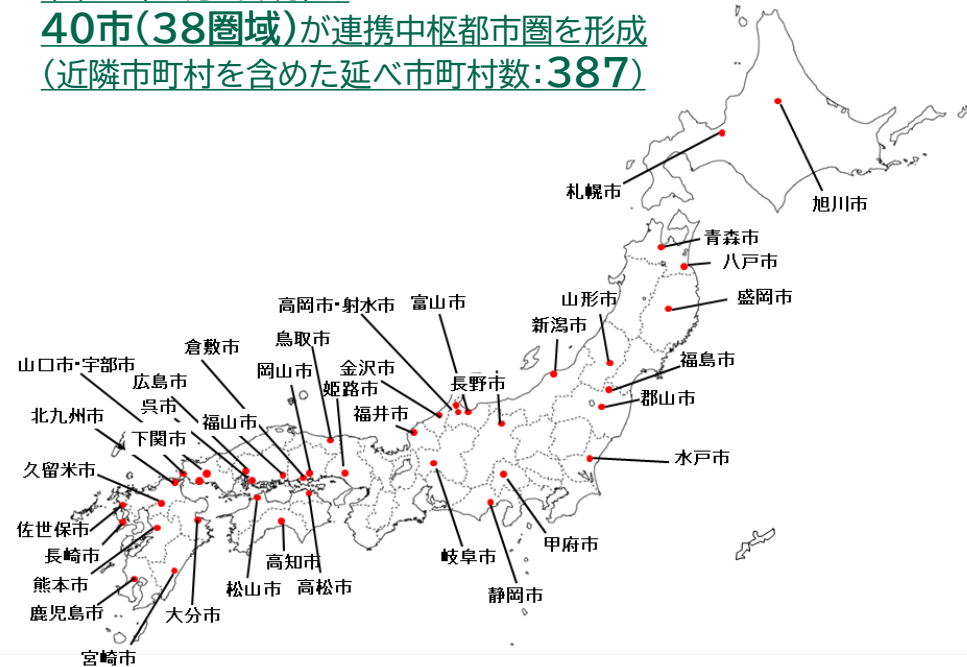


連携協約
の締結



都市圏ビジョン
の策定

令和8年4月1日現在、
40市(38圏域)が連携中枢都市圏を形成
(近隣市町村を含めた延べ市町村数:387)



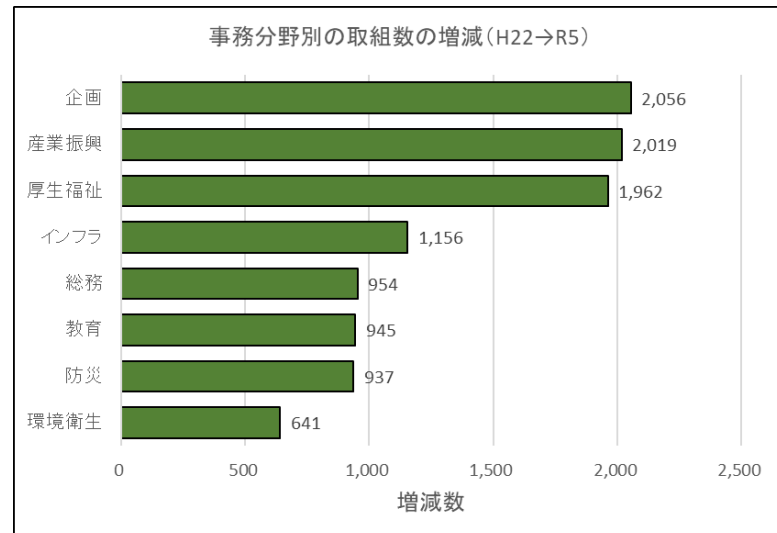
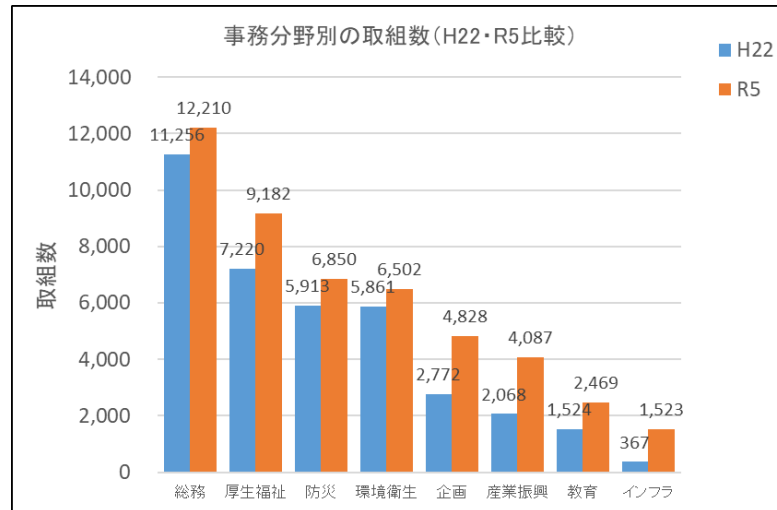
【連携中枢都市圏とは】

地方圏において、昼夜間人口比率おおむね1以上の指定都市・中核市と、社会的、経済的に一体性を有する近隣市町村とで形成する都市圏

※ただし、隣接する2つの市(各市が昼夜間人口比率1以上かつ人口10万人程度以上の市)の人口の合計が20万人を超え、かつ、双方が概ね1時間以内の交通圏にある場合において、これらの市と社会的、経済的に一体性を有する近隣市町村とで形成する都市圏についても、連携中枢都市圏と同等の取組が見込まれる場合においては、これに該当するものとする。

共同処理する事務の状況

- 平成の合併推進運動が一区切りとされて以降、共同処理件数が増加した事務は、**行政不服審査法上の附属機関等、新たな制度が導入されたもの**や、連携中枢都市圏における取組みの進展等により、**産業振興、地域振興、子育て・保育、職員研修**等が多く占めている。



【共同処理件数の主な増減(H22とR5の比較)】

<主な増>

行政不服審査法上の附属機関<総務> +530
 公共交通<インフラ> +503
 地産地消・販路拡大<産業振興> +458
 観光<産業振興> +451
 職員研修<総務> +433
 新産業創出・企業誘致<産業振興> +426
 子育て・保育<厚生福祉> +412
 地域振興<企画> +402
 移住・定住<企画> +402
 自治体DX <総務> +371
 消防<防災> +360
 救急・土日医療<厚生福祉> +300
 病院<厚生福祉> +265

<主な減>

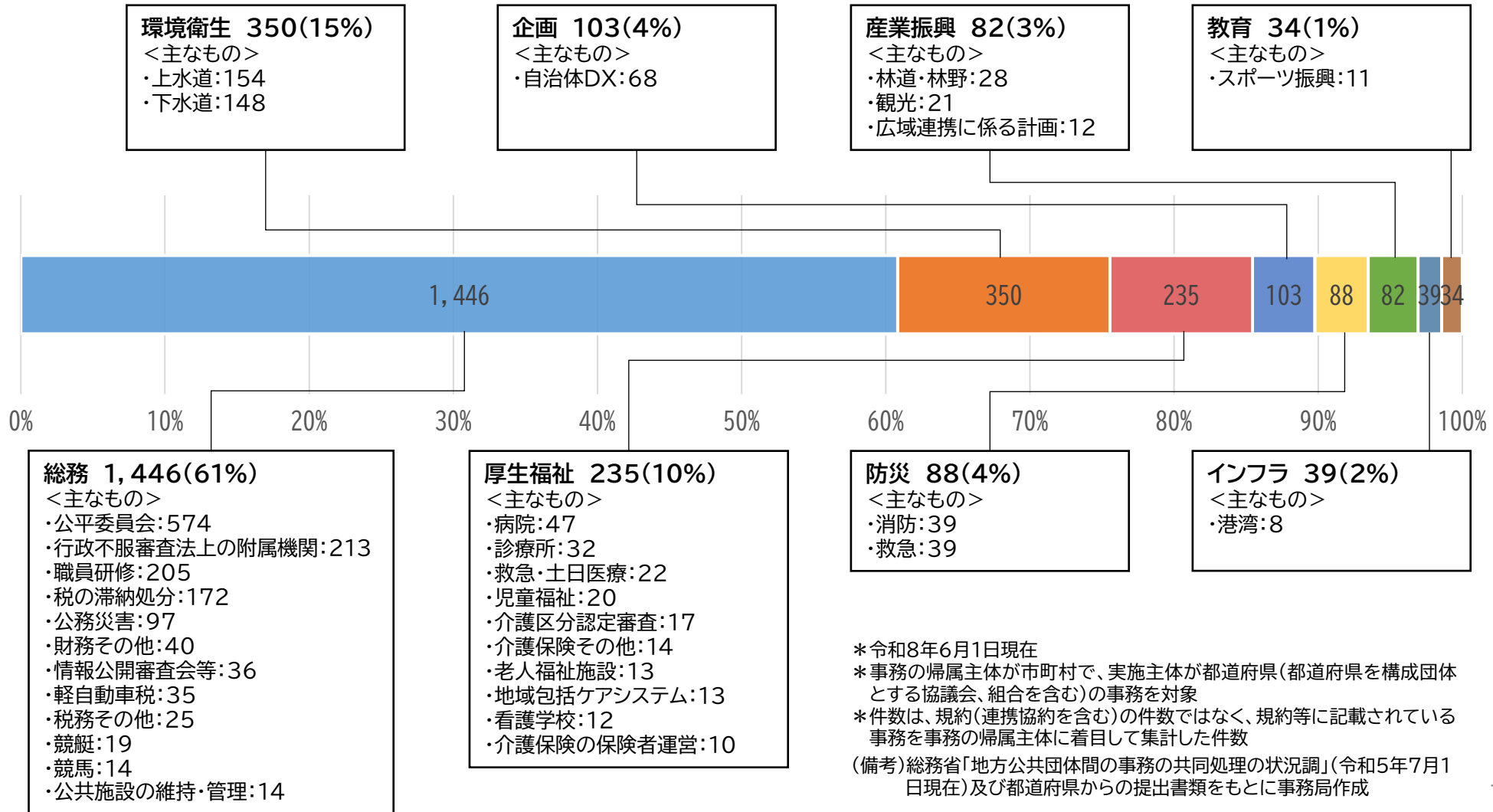
公務災害<総務> ▲125
 農業共済<第1次産業振興> ▲128
 地域開発計画<産業振興> ▲359

(備考)総務省「地方公共団体間の事務の共同処理の状況調」(各年7月1日現在)をもとに事務局作成
 ※件数は、規約ベースではなく、事務ベース。事業分類については新たなコードで振りなおしている。

都道府県－市町村間の事務の共同処理の活用状況

- 都道府県と市町村との間で共同処理する事務は、**総務分野が全体の約6割を占めており、公平委員会、行政不服審査法上の附属機関等の法定事務が多くを占めている。**

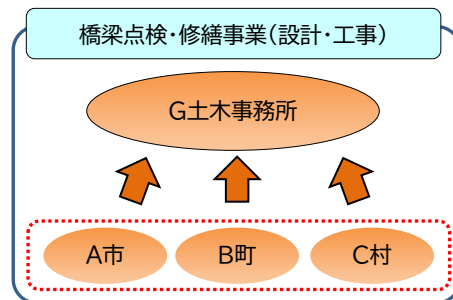
【都道府県と市町村との間で共同処理する事務】



- **地方自治法の事務の共同処理の仕組み以外にも**、小規模市町村が多い都道府県を中心に、県と市町村がそれぞれ有する総資源を活用し、都道府県と市町村が一体となって行政サービスを提供する取組(「協働的な手法」)が、**様々な分野や手法で進められている**。

「協働的な手法」の例

- ①「県による包括発注」
橋梁点検の発注代行
(奈良県「奈良モデル」)



- ②「県・市町村事業の一体化」
県と市町村の合同庁舎化 (愛媛県)
愛南町庁舎



- ③「県と市町村の役割分担の再編」
過疎地域の公立病院再編
(奈良県「奈良モデル」)



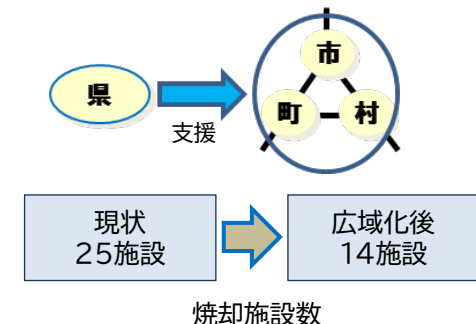
- ④「現場に入る県職員」
県職員が役場に常駐
(高知県「地域支援企画員制度」)



- ⑤「知事と市町村長の定期的な議論の場の開催」
「奈良県・市町村長サミット」(年5～6回開催)
(奈良県「奈良モデル」)



- ⑥「市町村間の協議の支援」
ごみ処理の広域化
(奈良県「奈良モデル」)

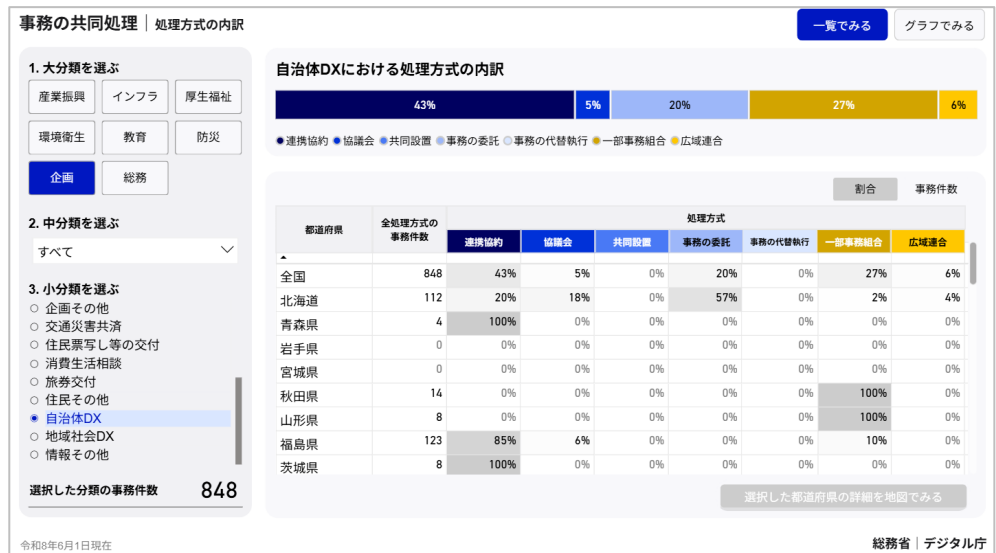
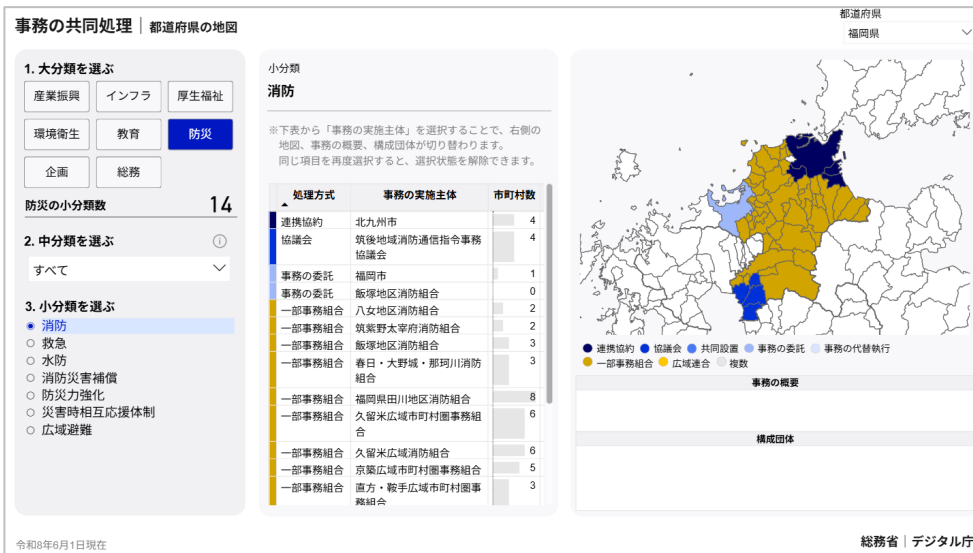


(参考)事務の共同処理ダッシュボード

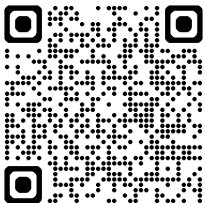
- 広域連携の議論に資するよう、令和5年度の「地方公共団体間の事務の共同処理の状況調」をベースに、広域連携の状況を可視化するダッシュボードを構築(令和8年8月26日公開)。

【連携している自治体や事務等を地図上で確認】

【連携している事務の件数を処理方式別で確認】



(備考)デジタル庁HP



<https://www.digital.go.jp/resources/govdashboard/wide-area-cooperation>

- 後期高齢者医療制度では、財政運営の安定化や責任主体の明確化等の観点から、法改正により、**都道府県ごとに全市町村が加入する広域連合の設置が義務付け**られた。

広域連合設置義務化（後期高齢者医療） - H18 老人保健法(現在の「高齢者の医療の確保に関する法律」)改正 -

- 高齢化の進行に伴い、高齢者の医療費増大が見込まれる中、**安定した財政運営**を行うことが必要な状況。
- 従来の老人保健制度は、独立した保険制度ではなく、被用者保険等の保険者に対して費用を拠出する仕組みとなっていたことから、**老人保健制度の運営主体である市町村と実質的な費用負担者が乖離**しており、制度運営の責任主体が市町村単位になっていることについての見直しの必要性等が指摘されていた。

- 後期高齢者についての独立した医療制度を創設して負担区分を明確にし、**都道府県の区域ごとに全ての市町村が加入する広域連合が必置化**された。

※ 平成19年3月30日までに、全都道府県において後期高齢者医療広域連合が設立。

⇒ 後期高齢者医療広域連合において保険料の徴収や、医療給付を実施

◎高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)(抄)

第四十八条 市町村は、後期高齢者医療の事務(保険料の徴収の事務及び被保険者の便益の増進に寄与するものとして政令で定める事務を除く。)を処理するため、都道府県の区域ごとに当該区域内のすべての市町村が加入する広域連合(以下「後期高齢者医療広域連合」という。)を設けるものとする。

法律において広域化の推進の役割を都道府県が担うこととした例

第1回専門小委員会資料
(令和8年2月18日)

- 消防や水道事業など、従来市町村単位で行われてきた事務について、人材不足等により市町村単位での事務執行が困難になりつつあることを背景に、広域化によって効率的な事務処理を図るため、**都道府県が広域化の推進を担うことを明確化**した例がある。

都道府県の役割の明確化（消防） - H18 消防組織法改正 -

<制度改正の背景・理由>

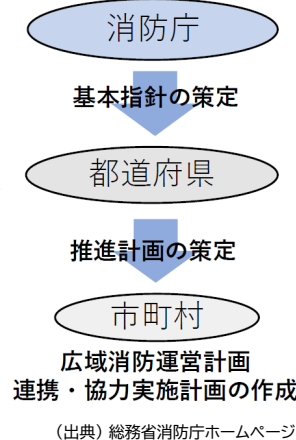
- 災害の多様化、大規模化等の環境変化の中で、特に小規模な消防本部においては、出動体制や消防車両・専門要員の確保等の限界が指摘され、消防の広域化が推進されてきたが、管轄人口10万人未満の小規模消防本部が約6割を占めるなど、広域化が十分に進んでいないことが指摘されていた。
- 広域化が十分に進まなかった要因としては、広域化における都道府県の役割が法律上不明確であるとの指摘があった。

<手法>

- 市町村の消防の広域化を推進するための都道府県の役割が明確化され、**推進計画の策定、必要な調整・援助の実施等を行うこととされた。**

<制度改正後の状況>

- 広域化により消防本部の総数は、**811本部から720本部に減少**した(令和6年4月時点)。



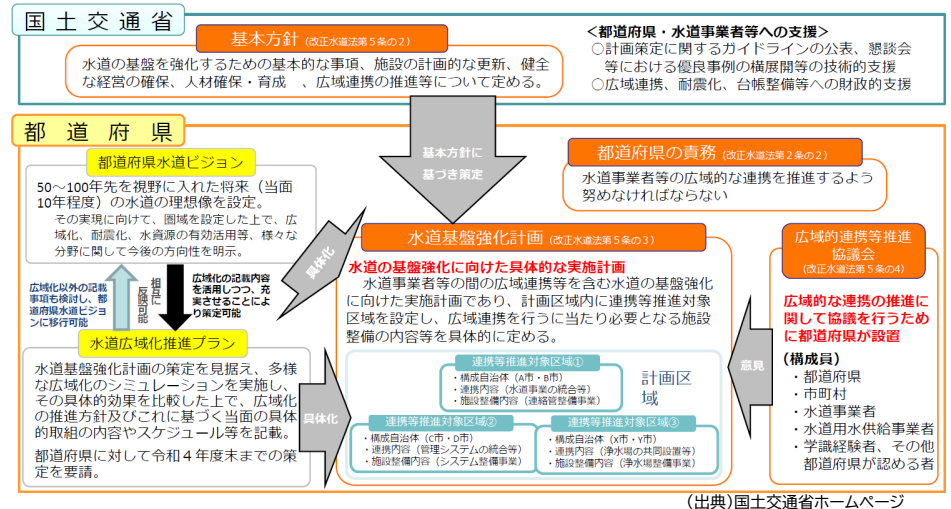
都道府県の役割の明確化（上水道） - H30 水道法改正 -

<制度改正の背景・理由>

- 水道事業は主に市町村単位で経営されており、多くの事業が小規模(給水人口5万人未満の小規模事業者が7割弱)で経営基盤が脆弱であり、職員数が大きく減少、水道施設の老朽化が進行し、耐震性も不足しているなどの課題が指摘されていた。

<手法>

- **都道府県を広域連携の推進役とすることが明確化され、水道基盤強化計画の策定、協議会の設置等を行うこととされた。**



<制度改正後の状況>

- 水道基盤強化計画が策定済みの団体は、**3府県**(令和7年12月時点)。

地方制度調査会の答申(三大都市圏関係)

「人口減少社会に的確に対応する地方行政体制及びガバナンスのあり方に関する答申」(第31次地方制度調査会)(H28.3)(抄)

「三大都市圏は、国際競争が激化する中で、日本全体の経済を牽引する極めて高次な都市圏域である必要がある一方、総じて出生率が低く、地方圏を上回る急速な高齢化の進行や、単独世帯の高齢者が急増することが予想される。加えて、人口急増期に集中的に整備した公共施設の老朽化が進み、一斉に更新時期を迎えることが予想される。特に、郊外部においては、生産年齢人口の減少や急速な高齢化に伴い行財政運営上、深刻な状況が予想されることを強く認識する必要がある。以上のように、人口減少がもたらす影響は、三大都市圏においてより急激であり、より厳しい状況に直面する。しかしながら、三大都市圏においては、上述のような危機意識が十分であるとは言えない。三大都市圏が、国際的な競争力を保ちつつ、生活環境を改善するためには、三大都市圏が圏域として人口減少社会にどのように対応するのかを検討する必要がある。現在、九都県市首脳会議や関西広域連合といった既存の枠組みが存在するが、これらの枠組みも活用しながら、三大都市圏の地方公共団体が共同して、三大都市圏における人口減少社会への対応を検討すべきである。」

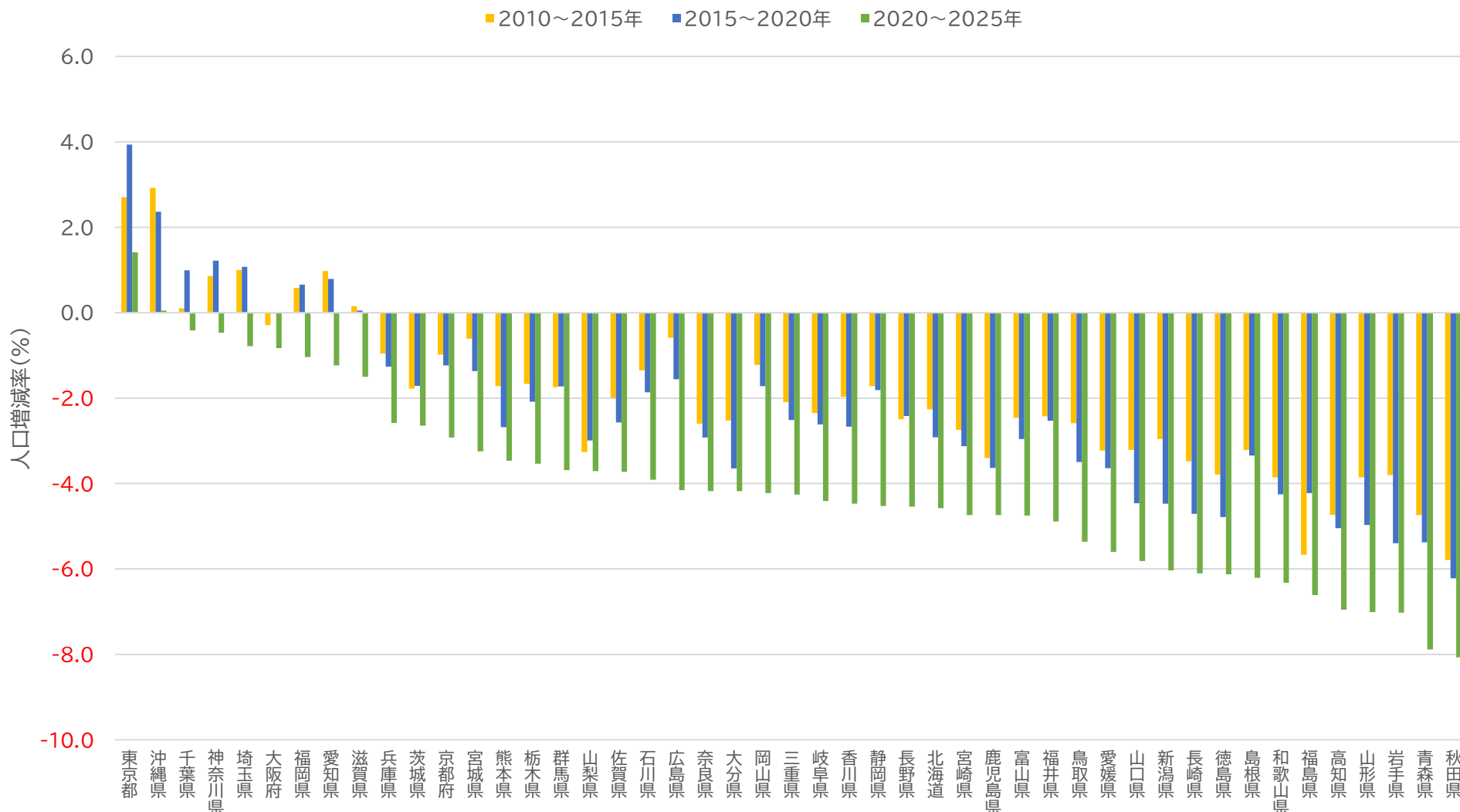
「三大都市圏は、地方圏よりも交通機関が発達しており、他の市町村との役割分担を大胆に行って、他の市町村と相互補完関係を築きやすい。三大都市圏の市町村においては、メリハリの効いた市町村間の広域連携が行われることが期待される。また、三大都市圏においては、地方圏に比べ、市町村合併が進んでおらず、市町村間の広域連携をより進めるべきである。三大都市圏は、規模・能力は一定以上あるが昼夜間人口比率が1未満の都市が圏域内に数多く存在するため、地方圏のように、核となる都市と近隣市町村との間の連携ではなく、水平的・相互補完的、双務的に適切な役割分担を行うことが有用である。広域連携は自律的に調整されていくことが基本であるが、現状においては、三大都市圏において水平的・相互補完的、双務的に適切な役割分担に基づく広域連携が十分に進捗しているとは言いがたい。」

「2040年頃から逆算し顕在化する諸課題に対応するために必要な地方行政体制のあり方等に関する答申」(第32次地方制度調査会)(R2.6)(抄)

「特に、三大都市圏については、面積が狭い都市が多く、交通機関が発達し、市街地も連坦していることから、他の都市と相互補完的、双務的に適切な役割分担を行うことが有用であると考えられるが、相当の人口集積があり、また、現時点では必ずしも75歳以上人口の増加や15～74歳人口の減少が深刻化しておらず、資源制約による課題が顕在化していないこと等から、このような広域連携が十分に進んでいるとは言いがたい。」

全国の人口増減率の推移(2010～2025年)

- 人口が2020年まで増加していた千葉県、神奈川県、埼玉県、福岡県、愛知県も、2025年までには減少。
- 三大都市圏のうち、人口が2025年までに増加しているのは、東京都(+1.41%)のみ。



- 第1次・第2次分権改革を経て分権型社会システムへの転換が求められる中、国・地方を通じた厳しい財政状況下において、**簡素で効率的・効果的な地方行政体制の整備を積極的に推進**する観点から、**民間委託、BPRの手法やICTを活用した業務見直し**等を通じた地方行革の取組が推進されてきた。

【平成17～21年度】＜集中改革プランの実施＞

- 閣議決定や法律により、数値目標を含めて方針を決定
「今後の行革指針(H16.12)」 「行革推進法(H18.6)」等
- 総務省から地方自治体に方針に基づく取組を要請
「新地方行革指針」(H17.3)(集中改革プランの作成・公表の要請)
「地方行革新指針」(H18.8) (更なる定員の純減、公会計整備等)

新地方行革指針による地方行革の推進

以下の内容を記載した集中改革プランの作成・公表を要請

- ・事務・事業の再編・整理
- ・民間委託等の推進(指定管理者制度の活用を含む)
- ・定員管理の適正化
- ・手当の総点検をはじめとする給与の適正化
- ・第三セクターの見直し
- ・経費節減等の財政効果 等

【平成22年度～】＜自主的・主体的な行革の推進＞

- 各地方自治体において自主的・主体的な行政改革を推進
〔行政改革にかかる計画・方針を策定している地方公共団体の状況
都道府県47団体(100%)、政令指定都市19団体(95%)、市区町村1,432団体(83%)が策定(平成26年10月1日時点)〕

【平成27年度～】＜地方行政サービス改革の推進＞

- 「経済財政運営と改革の基本方針2015」(H27.6閣議決定)等を踏まえ、総務省から地方自治体に助言通知に基づく取組を要請
「地方行政サービス改革の推進に関する留意事項」(H27.8)
(**民間委託等の推進・指定管理者制度等の活用、BPRの手法やICTを活用した業務の見直し** 等)
- 業務改革を推進するため、民間委託等の各地方自治体における取組状況を比較可能な形で公表し、取組状況の見える化を実施

【令和2年～】＜デジタル技術を活用したBPRの推進＞

- 自治体デジタル・トランスフォーメーション(DX)推進計画(R2.12)
・**フロントヤード改革**(R5.11～) ・**情報システムの標準化・共通化** ・**マイナンバーカードの普及促進** ・**行政手続のオンライン化** 等

「自治体クラウド」について

「自治体クラウド」は、**複数の地方自治体によりクラウド化された情報システムを共同運用**するものであり、その効果として、**情報システムに要する経費・人的コストを削減**すること等ができるものであって、その削減費用・人的資源を他の分野で有効活用し、**質の高い住民サービスを提供可能となるものとして、地方自治体の導入を促進**しているもの。

- 情報システムの運用コストが3割程度削減可能
- 集中監視により情報セキュリティ水準が向上
- 庁舎が被災しても業務継続が可能
- 参加団体間で業務が共通化・標準化

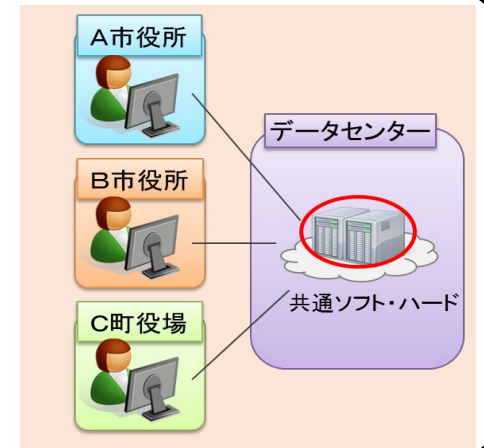
自治体クラウド

基幹系システム※のクラウド化を実施し、かつ、複数の地方公共団体の基幹系システムの共同利用を行っているもの

※ 住民基本台帳・税務・国民健康保険・国民年金・福祉等の個人番号を利用する事務を取り扱うシステム



クラウド化
+ 共同運用

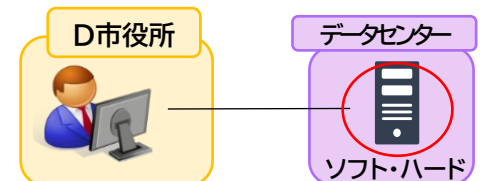


単独クラウド

基幹系システムのクラウド化を実施しているが、共同利用は行っていないもの



クラウド化



都道府県が中心となって行う都道府県単位の外部化の例

- 制度上の対応以外にも、**地方公共団体が独自に設立した組織が主体**となって、複数の地方公共団体にまたがる事務の**共同発注の受け皿**となることや、デジタルツールの**共同調達・共同開発**など、**専門人材やノウハウをより効率的に活用**する取組が行われている。

市町村の枠を越えた業務の発注 ～水道分野の取組～

長野県上下水道公社の取組

- 県のみならず市町村等への技術支援及び広域的な維持管理の実施を目的として、平成3年2月に設立。
- 県内市町村等の下水道終末処理場(64市町村・組合の101場)のうち、**31市町村・組合の57場(令和6年度時点)の維持管理業務**(処理施設の運転管理や修繕、薬品の購入等)などを受託し、一部は民間事業者へ一括発注。
- 職員数の削減やスケールメリット等により**維持管理経費の削減**を実現。
- 令和5年度から市町村等が行う上水道事業の支援を開始。

ONE・AQITA(ワン・アキタ)の取組

- **持続可能な生活排水処理事業の実現**を目的として、秋田県及び県内全市町村と民間企業が共同出資し、令和5年11月に設立。
- 経営戦略やストックマネジメント計画の策定支援、市町村事務の処理や工事監督、職員研修や技術相談などを実施。

東京におけるDX推進プラットフォーム

GovTech東京の取組

- 都庁や市区町村をはじめ、大学、企業など多様な主体と連携し、東京全体のDXを効果的に進めるプラットフォームとして、令和5年に**一般財団法人として設立**。
共同調達や技術的サポート、人材シェアリング等を通じ、DXを推進。



【共同調達・共同開発】

- **デジタルツール等の共同調達で東京都と区市町村の調達コストと事務負担を軽減し、区市町村間で共同利用可能なサービスを創出・提供**。
(令和7年9月時点で52区市町村が参加、約23億円のコストメリット)

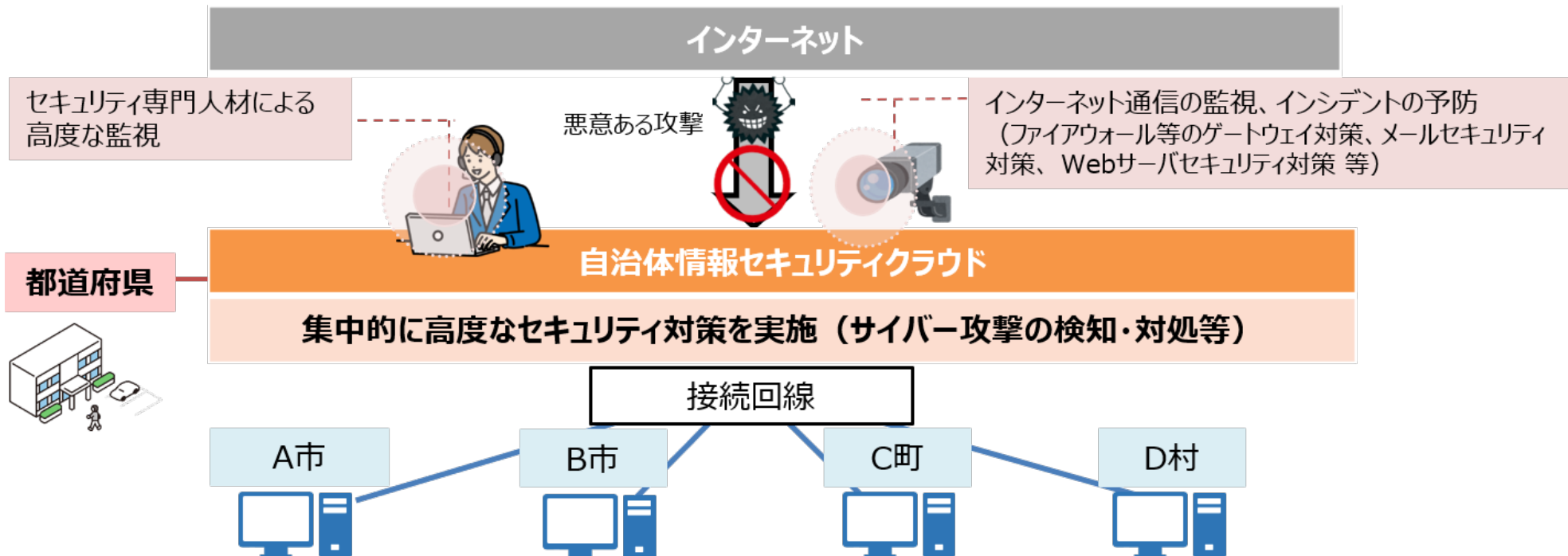
【保活ワンストップサービス】

- 東京都とGovTech東京が「保活情報連携基盤」を構築し、保活がオンラインで完結するワンストップサービス*を開始。
(令和7年9月時点で19区市町村、1,070保育施設が参加)
*令和8年度中に国のシステムへ移行予定。

自治体情報セキュリティクラウドについて

- 自治体情報セキュリティクラウドは、マイナンバー制度の開始に合わせて、**都道府県と市区町村がWebサーバ等を集約**し、監視及びログ分析・解析をはじめ高度なセキュリティ対策を実施するもの。
- **都道府県単位で実施**することにより、**小規模市町村を含めた地方公共団体のセキュリティ水準を確保**するとともに、**コストの抑制**を図っている。
- 国が最低限満たすべき事項(必須要件)及びオプション要件を提示するとともに、更新経費に係る補助(1/2)を実施。

事業概要



国・地方共同法人や地方共同法人の例

- **近接性が求められず、専門人材を要する事務や機械的な処理を求められる事務など**については、**地方共同法人**などを受け皿として**全国的な事務の集積**が行われてきた。近年、デジタル技術の進展を背景として、新たに事務の集約が行われる例も見られる。

地方公共団体情報システム機構(J-LIS)

法人概要

平成26年設立。地方公共団体情報システム機構法に基づき国と地方公共団体が共同して運営する法人

※令和3年の法改正により、地方共同法人から改組

業務内容

マイナンバーカードの発行、公的個人認証サービス・住民基本台帳ネットワークシステム・総合行政ネットワークシステム(LGWAN)の運営など、全地方公共団体に共通する情報システムに関する事務を実施。

このほか、証明書のコンビニ交付サービスやマイナンバーカードアプリケーション搭載システムなど、地方公共団体が共通で利用できるサービスの提供や、情報セキュリティ対策支援、研修、広報等を実施。

地方税共同機構(LTA)

法人概要

平成31年設立。地方税法に基づき地方公共団体が共同して運営する地方共同法人

業務内容

地方税の納税義務者等の利便性向上、地方自治体や金融機関の事務負担の軽減や事務の正確性の向上に向け、地方税のオンライン手続のためのシステム(eLTAX)や自動車税等関係手続システムを管理運営するとともに、研修や広報等を通じ地方税に関する地方公共団体の事務を支援。

令和8年9月からは、地方税に加えて地方税以外の公金について、eL-QR(地方税統一QRコード)を利用した収納を開始。

地方公共団体金融機構(JFM)

法人概要

平成20年設立。地方公共団体金融機構法に基づき地方公共団体が共同して運営する地方共同法人

業務内容

地方公共団体による資本市場からの資金調達を効率的かつ効果的に補完するため、地方公共団体に対しその地方債につき長期かつ低利の資金を融通するとともに、地方公共団体の資本市場からの資金調達などに関して、研修や情報発信を通じた地方公共団体の支援を実施。

日本下水道事業団(JS)

法人概要

昭和50年設立。日本下水道事業団法に基づき地方公共団体が共同して運営する地方共同法人

業務内容

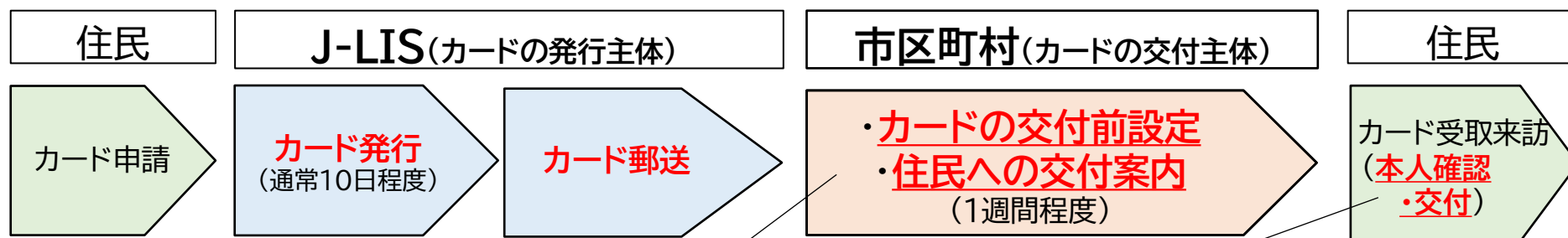
下水道技術者をプールし、終末処理場等の高度の技術力を要する工事を、地方公共団体から委託を受けて実施。

平成27年の法改正により、市町村議会の議決に基づき、日本下水道事業団が特定下水道工事について補助金交付申請を含めた工事一式を代行できる仕組みが創設された。

マイナンバーカード交付に係る業務フローと市区町村の実施する作業

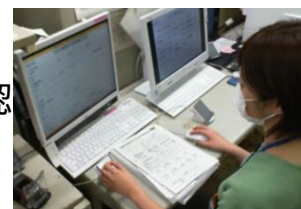
- マイナンバーカードについては、通常、住民からの郵送又はオンライン申請ののち、J-LISからカード等を受領した**市区町村による「交付前設定」や「住民への交付案内」、「交付時の市区町村窓口での本人確認（交付時来庁方式の場合）」等、各段階における多岐にわたる作業**を経て、交付へと至る。

(以下は通常発行・交付時来庁方式の場合)※カード申請からカード交付までは概ね3週間～1か月の期間



「交付前設定」「交付案内」段階での主な作業内容

- J-LISから受領したマイナンバーカードや交付通知書等の用意
- 目視等により、カード券面の印字不良や反り、チップの異常等の有無を確認
- 申請の時点からこれまでの住民の異動(転出、死亡等)の有無の確認
- 目視等により、統合端末の本人確認情報とカード券面の情報、申請書情報等との相互の照合
- 統合端末上での交付前設定の結果記録、処理漏れの有無の確認
- カードの保管場所への収納



※ 市区町村によっては、その後送付する交付通知書に同封する説明書類についての判断や、本人確認時の窓口対応を丁寧に実施するなどの観点から、この段階で「成年後見」の該当の有無について全件の確認作業をしている例もある。

⇒ これらの作業が全て完了したのち、住民への交付案内（交付通知書の送付）を実施。

「本人確認」段階での主な作業内容

- 交付時の本人確認
- 暗証番号の設定
- カード交付

地方税共通納税システムについて

- 令和元年10月から「**地方税共通納税システム**」が導入され、従来可能であった電子申告に加え、**eLTAXを通じた電子納税が可能**。
- 令和5年4月からは**全税目**に、令和8年9月からは**地方税以外の地方公金に対象を拡大**。令和5年4月以降、従来の金融機関経由のインターネットバンキング及びダイレクト納付(口座引落とし)に加え、クレジットカードや地方税統一QRコード(eL-QR)を活用したスマートフォン決済アプリ等による納付も可能となった。

<主なメリット>

納税者

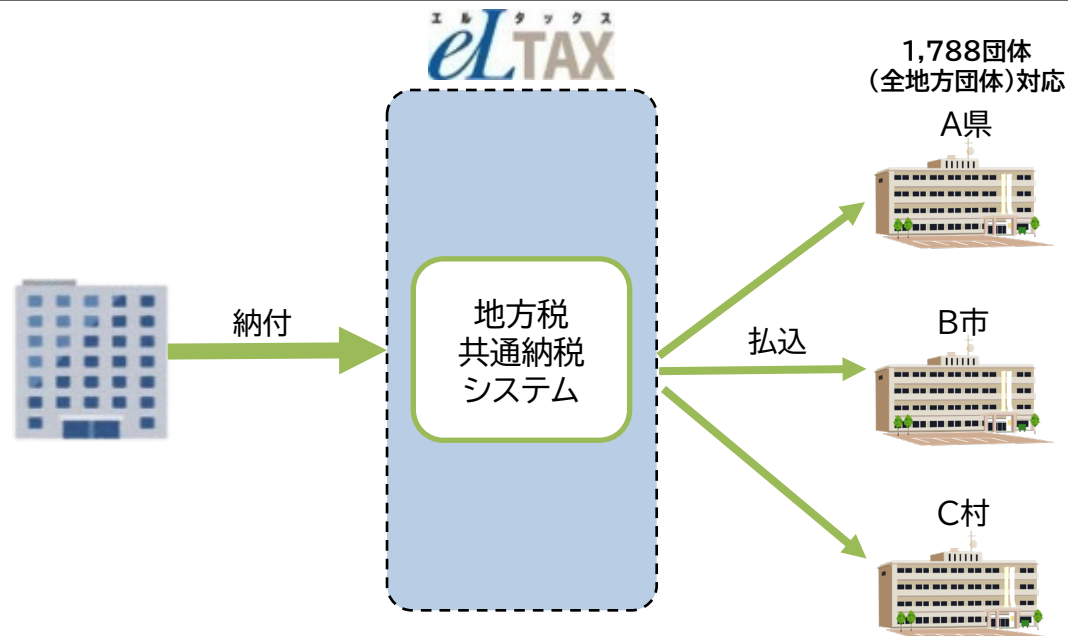
- 対象税目について、全ての地方団体に対して、様々な納付手段による電子納税が可能
- 合計税額をeLTAXに送金することで、複数地方団体への「まとめ納付」が可能

金融機関

- 窓口来訪者の減少による窓口業務の負担軽減
- 領収済通知書の処理に係る負担軽減
- eL-QR対応金融機関であれば、全地方団体のeL-QR付納付書の取扱いが可能

地方団体

- 納付・入金情報がeLTAX経由で電子的に送付されるため消込作業の効率が向上
- 個別に金融機関・決済事業者と契約等を行うことなく電子収納可能



■ 対象税目

令和元年10月から

- 法人住民税・事業税
- 個人住民税
(給与所得・退職所得に係る特別徴収)
- 事業所税

+

令和3年10月から

- 個人住民税
(利子割・配当割・株式等譲渡所得割)

+

令和5年度から

- 固定資産税・都市計画税
- 自動車税・軽自動車税
- 地方たばこ税・ゴルフ場利用税・入湯税・宿泊税 等

+

令和8年9月から

- 地方税以外の地方公金
(国民健康保険料・道路占用料 等)

※地方税法上、全ての税目に拡大

郵便局を活用したマイナンバーカードの交付

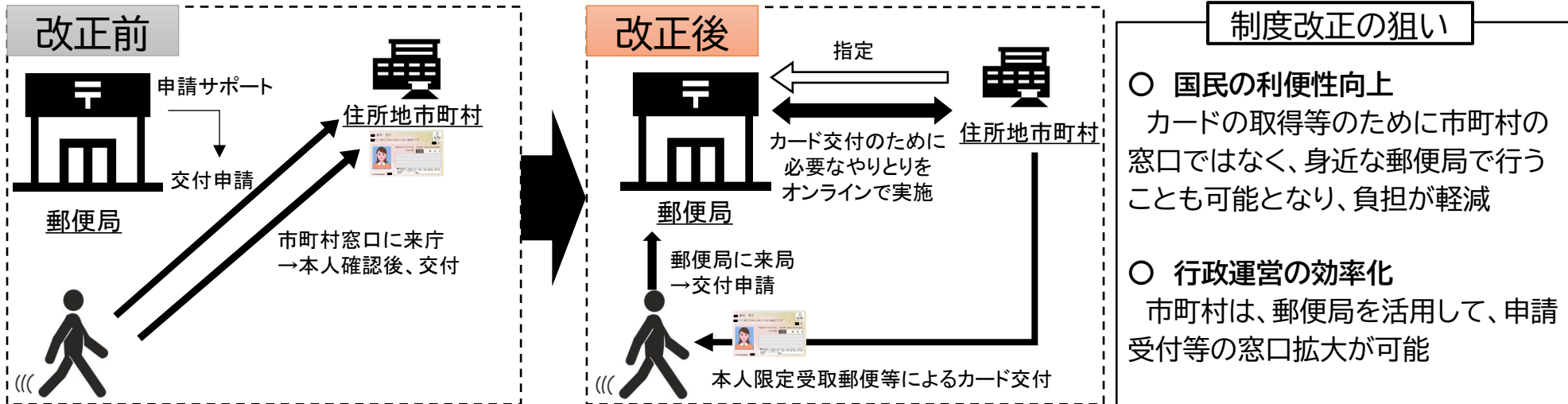
背景

- マイナンバーカード(電子証明書を含む)の更新需要を踏まえ、カードの交付申請の受付や電子証明書の発行・更新申請の受付等を実施できる場所の拡充が必要
- 従来、マイナンバーカードの交付等に関する事務については、市町村において実施していたが、あまねく全国に設置されている郵便局においても、マイナンバーカードの交付等の手続の需要が増加

郵便局事務取扱法の一部改正(令和5年)

施行期日:公布日施行(令和5年6月9日)

地方公共団体が指定した郵便局において取り扱うことができる事務に、**マイナンバーカードの交付申請の受付等の事務を追加**する。



日本郵便株式会社法の一部改正(令和8年)

施行期日:公布の日から6月以内

- 郵便局事務取扱法に基づき郵便局が行うマイナンバーカードの交付申請の受付等の事務について、日本郵便の目的達成業務(目的達成のために営むことができる業務)から**本来業務に位置付けを変更**。

いわゆる「シンク・アンド・ドゥー・タンク」について

- 広域リージョン連携推進要綱は、**企画策定から事業の実施・推進までを一体で行う、いわゆる「シンク・アンド・ドゥー・タンク」が広域リージョン連携に基づくプロジェクトの実施主体となれることとしている。**

(例)福岡地域戦略推進協議会(FDC)の取組

福岡都市圏の自治体や経済団体、企業、大学を中心とした多様な主体が会員となり、地域の成長戦略の策定から推進までを実施。

概要

設立:2011年

会員:234(2025年12月現在)

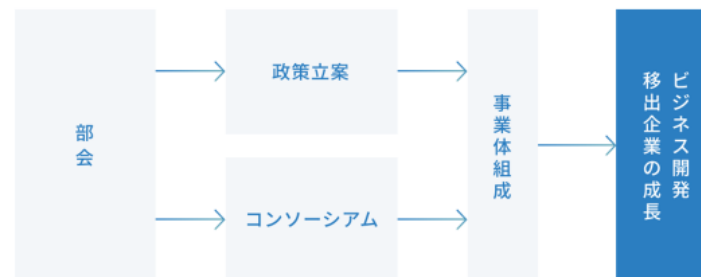
※自治体や経済団体、企業、大学等の多様な主体が会員

事務局:31名



事業推進の仕組み

- FDC会員が参加する部会(産業創造部会、都市創造部会、デジタル部会)で議論を積み重ね、テーマ毎に地域の成長戦略を企画立案。
- 当該戦略に基づき、具体的なプロジェクトの担い手となる事業体を組成するほか、FDC自ら事業を実施することも。



取組事例

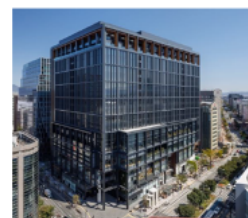
MICE推進

- 福岡都市圏のMICE戦略を策定
- MICE誘致を行う実行組織「Meeting Place Fukuoka」を組成
- FDCが中心となりイベントやセミナーも開催。



規制緩和

- 福岡都心再生戦略の立案
- 国家戦略特区「航空法の高さ制限の緩和」を福岡市と共同で提案



地域資源を生かした新事業の創出

- 地域が競争力を有する産業領域で、関係団体と連携して交流イベントや展示会等を開催。



Food EXPO



福岡eスポーツ協会

地方公共団体におけるガバナンスの基本構造

